

# 居住地校交流の実践ガイド



高知県教育委員会

令和3年12月

## 目 次

1	居住地校交流の意義 -----	1
2	副籍（副次的な籍）とは	
3	居住地校交流の実施までの手続き	
4	個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいた実施 -----	2
5	教育課程上の位置付け	
6	学習の評価	
7	指導要録の記入	
8	在籍校の児童生徒が居住地校交流を行う際の実施例及び引率について	3
9	直接交流と間接交流 -----	4
10	遠隔会議システムの活用 -----	5
11	保護者への説明と個人情報の取扱い	
12	推進のための連絡会について	
13	居住地校交流の対象学級について	
14	事前・事後学習の充実 -----	6
15	児童生徒の安全確保	
16	居住地校における理解啓発 -----	7
17	遠隔会議システムによる居住地校交流実践事例 -----	8

## 1 居住地校交流の意義

国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の実現を目指しています。学校教育では、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある児童生徒が自己の生活する地域において教育の機会が得られる取組を推進することが重要となります。

高知県においては、県立特別支援学校（以下「在籍校」という。）の児童生徒の社会参加に向けた意欲の醸成や社会性の育成を図ること、居住する地域の小・中学校（以下「居住地校」という。）の児童生徒の障害理解や人権意識の高揚などを目的に、在籍校と居住地校等の緊密な連携のもと、交流及び共同学習（以下「居住地校交流」という。）の実施を推進しています。

実施にあたっては、在籍校の児童生徒には、居住地校に副次的な籍（以下、「副籍」という。）を置くことで、地域の一員として位置づけられ、在籍校、居住地校の双方の児童生徒にとって目的を達成するための意義のある居住地校交流となるよう、計画的、継続的な取組を行っています。

これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、児童生徒が幅広い体験を得る機会となり、多様な価値観に触れて視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

## 2 副籍（副次的な籍）とは

副籍とは、県立特別支援学校小中学部に在籍する児童生徒が、居住地校等に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域において学習する機会の充実を図る制度であり、学籍については在籍校に置くものです。

## 3 居住地校交流の実施までの手続き

児童生徒が、居住する地域の同世代の児童生徒や人々とのつながりを継続することができるように、在籍校小・中学部の児童生徒は、原則として居住地校交流を継続的に実施するものとします。

保護者、在籍校、居住地校が情報を共有し、4月からの速やかな実施ができるように、居住地校交流の実施までの手続きは、前年度に以下の流れで行います。

- (1) 新入生・転入生については、市町村教育委員会が就学相談時に保護者に居住地校交流について説明し、居住地校交流先や交流希望回数等を確認したうえで、居住地校交流の名簿を県教育委員会に提出します。
- (2) 在籍校の児童生徒については、在籍校が居住地校交流実施対象者をまとめ、居住地校交流の名簿を県教育委員会に提出します。
- (3) 県教育委員会は、市町村と在籍校から送付されてきた新入生・転入生、在籍校の児童生徒の居住地校交流の名簿を1つに合わせ、在籍校と市町村教育委員会に送付します。
- (4) 市町村教育委員会は、居住地校交流の名簿を居住地校に送付します。

## 4 個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づいた実施

- (1) 在籍校は、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき、居住地校と連携して年間実施計画を作成します。
- (2) 年間実施計画の作成にあたっては、評価の方法、居住地校交流の形態や内容、回数、時間、場所、両者の役割分担、協力体制等について在籍校と居住地校で事前に検討します。

## 5 教育課程上の位置付け

- (1) 在籍校の児童生徒の教育課程上の位置付けとしては、各教科、各教科等を合わせた指導、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動等が考えられます。
- (2) 居住地校の児童生徒の教育課程上の位置付けとしては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等が考えられます。

## 6 学習の評価

- (1) 在籍校と居住地校はあらかじめ学校間で打ち合わせを行い、双方の児童生徒についての学習のねらいを明確にしておきます。
- (2) 在籍校と居住地校は、各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたか、活動を通して相互理解がどのように進んだか等を具体的に評価するようにします。評価する際は、学習内容を児童生徒が理解し、ねらいが達成されていたかを評価し、授業改善に生かしていく必要があります。また、児童生徒の変容をできるだけ幅広く、そして、客観的にとらえるために、具体的な評価の観点を定めて実施することが大切です。例えば以下のような観点が考えられます。
  - ①居住地校交流の活動場面での変容
  - ②居住地校交流日以外の日々の授業や生活場面での変容
  - ③間接交流における感想文の記述に見られる変容

## 7 指導要録への記入

在籍校は、児童生徒の居住地校交流の実施状況について指導要録へ記載してください。記載する場合は、実施日及び指導に関する記録を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載します。



## 8 在籍校の児童生徒が居住地校交流を行う際の実施例及び引率について

	居住地校交流の実施例	保護者の送迎	在籍校の担任の引率
通学生の場合	自宅から直接、居住地校へ行って授業に参加し、実施後自宅に帰る。	居住地校への送迎	居住地校で合流し引率
	自宅から直接、居住地校へ行って授業に参加し、実施後在籍校に登校する。	居住地校への送り	居住地校で合流し、終了後在籍校へ引率
	在籍校から居住地校へ行って授業に参加し、実施後自宅に帰る。	居住地校への迎え	在籍校から居住地校へ引率
	在籍校から居住地校へ行って授業に参加し、実施後在籍校にもどる。		終日引率
寄宿舎生の場合	土日の帰省後の月曜日等に、自宅から直接、居住地校に行き授業に参加し、実施後在籍校（又は寄宿舍）に登校（又は帰舎）する。	居住地校への送り	居住地校で合流し、終了後在籍校へ引率
	木曜日に帰省し、金曜日に居住地校へ行って授業に参加し、実施後、自宅に帰る。	居住地校への送迎	居住地校で合流し引率
	在籍校から担任が引率して居住地校へ行って、終了後、自宅へ帰る。	居住地校への迎え	在籍校から居住地校へ引率
	在籍校から担任が引率して居住地校へ行って、終了後、在籍校へもどる。		終日引率

- (1) 年度の初回の居住地校交流については、在籍校の担任が付き添うことを基本とし、居住地校の担任と連携して指導に当たるようにします。
- (2) 2回目以降の居住地校交流については、両校の児童生徒が居住地校交流の活動に慣れている状況や教育的なねらいがある場合には、児童生徒の安全が確保される状況を前提として、保護者及び居住地校の了解があれば、担任の付き添いなしに実施することもできます。
- (3) 居住地校交流の実施の際の移動は、保護者による送迎や、公共交通機関による移動が想定されます。実施の前に、在籍校と保護者で相談の上決定します。

















